

### みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

●平和の鐘打鐘会  
戦没者の冥福を祈り、黙とうを捧げた後、世界平和を祈念して鐘をつきます。  
日時 8月15日(火) 11:45～12:30  
場所 岡山の時鐘堂(和歌山市吹上)のほか和歌山市内外の36ヶ所の予定  
参加費 無料  
問い合わせ 和歌山市生涯学習課 (073-435-1138)

●切り絵・切り文字のワークショップ  
切り絵では昆虫を、切り文字では漢数字をつくります。  
日時 8月19日(土) 14:00～  
場所 古民家あったか(紀の川市東国分)  
内容 14:00～15:30は切り絵、15:45～17:30は切り文字  
講師 じょじよすけさん(切り文字作家)  
参加費 600円(あったかクラブ会員は500円)  
定員 各15名(申し込み必要)  
問い合わせ・申し込み 古民家ギャラリーあったか(090-2118-2289・出口さん)  
備考 はさみ持参。詳細はブログをご覧ください(http://ameblo.jp/kominkaattaka)。

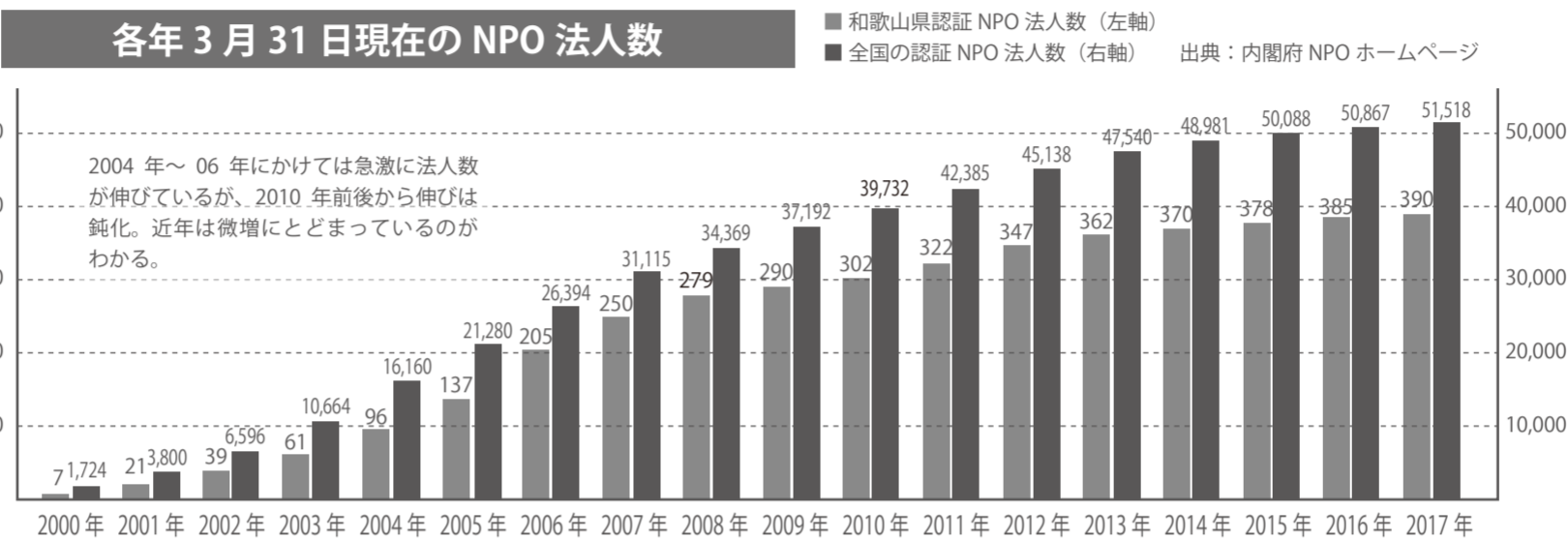
●創業支援セミナー「ケーキ作りで和歌山を元気に!」  
和歌山市中島のケーキ店「ル・パティシエ Miki」三鬼社長の創業体験談など。  
日時 8月19日(土) 14:00～18:00  
場所 ルミエール華月殿  
内容 ①創業計画の立て方、②従業員雇用のポイント、③三鬼社長の創業体験談、④懇親会  
参加費 無料(懇親会参加者は1,000円)  
定員 100名  
申し込み・問い合わせ 「創業支援セミナー in わかやま」実行委員会 (073-432-3412・わかやま産業振興財団内)

●コレクション展 2017 夏  
和歌山ゆかりの作家の作品を中心に特集しています。様々なものがたりと関連する作品を展示しています。  
会期 9月10日(日)まで  
場所 和歌山県立近代美術館1階展示室A・B  
入場料 一般340円、大学生230円。高校生以下と65歳以上などは無料  
問い合わせ 和歌山県立近代美術館 (073-436-8690)

このほかの情報もたくさん掲載!  
「わかやまイベントボード」  
URL http://eventboard.shiminkuj.jp/

## NPO 法人数の増加傾向に陰り…解散増と一般法人制度の影響も?

1998 年 12 月施行の特定非営利活動促進法により、ボランティア団体などの民間公益団体が特定非営利活動法人（NPO 法人）として法人格を取得できるようになって来年で 20 年を迎えます。設立された法人数は全国で 5 万超、和歌山県内も 400 に迫り、コンビニエンスストアの数とほぼ同じ数の NPO 法人が存在しています。しかしここにきて NPO 法人数の増加傾向に陰りがみえており、今年 4 月末現在の全国の NPO 法人数は史上初めて前月比減少に転じました。その理由とは…?



### 解散の増加

NPO 法人の増加のペースが鈍っているのは、新規設立が減っているだけではなく、法人解散の増加もありません。法人として事業がうまく進まなかったり、別法人に事実上鞍替えしたり、と、長年にわたって法人の活動を続けていくなかで法人を解散するという選択肢も出てきておかしうありません。なお NPO 法人を解散する時には官報(政府の機関紙)に「公告」を掲載する必要がありますが、これには費用がかかります。当初公告は 3 回以上求められたため、相当な費用がかかり、特に事業の不調により解散するより、爆発的に増加しました。

### 一般法人制度

もうひとつ、NPO 法人の増加に歯止めをかけたのが「一般法人制度」と考えられています。公益法人制度改革により「一般社団法人」「一般財団法人」の制度が新設されました。それまでの社団法人や財団法人の設立には行政の認可が必要で、高いハードルがありました。一般社団法人・財団法人であれば、要件を満たせば、法務局に登録することですぐに設立できるようなったのです。公益を担う法人格の選択肢が増えたことになりました。

### 結局は自身の勝負に

このように、NPO 法人の数自体は様々な要因が重なって減少の傾向に転じています。また一般社団法人の台頭はいっけん脅威にもみえます。しかし、どちらの制度にも一長一短があります。地域で公益的な活動をするのに最適な法人格を選択し、法人化した後は目的に向かって活動を進めるのはどちらも同じ。結局のところ、地域のみならずその団体の活動の成果を評価してくださるような取り組みを進めることが基本になるでしょう。法人格の種類でも法人の数でもなく、活動の成果がまっとうに評価される社会でありたいものです。(志場久起)

### NPO 法人設立ブームから 10 年

99 年 12 月からスタートしました。法人や財団法人などのような行政の「認可」ではなく、法律に抵触していないと判断できる場合はほぼ例外なく設立できる「認証」形式を取ったこともあり、施行後から NPO 法人数は右肩上がりでの増加。特に 2004 年から 06 年にかけては全国的に法人設立が大幅に伸びました。

### この後は NPO 法人制度の認知が進んだ

ただ、06 年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、障がい者が利用する小規模作業所等の運営に法人格が必須となったという事情も加わっています。また NPO 法人は介護保険制度を活用した事業もおこなえるため、特に福祉分野での法人設立が目立ちました。

### 散する時には官報(政府の機関紙)に「公告」

を掲載する必要がありますが、これには費用がかかります。当初公告は 3 回以上求められたため、相当な費用がかかり、特に事業の不調により解散するより、爆発的に増加しました。

## SDGs 国連・持続可能な開発目標を知ろう ⑬

### 11 住み続けられるまちづくりを

【目標 11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する】  
目標 11 に掲げているのは都市づくりと居住についてです。

害による被災者と経済損失を大幅に減らす、⑥大気・廃棄物汚染を含め、都市における環境上の悪影響を軽減する、⑦すべての人々に安全に利用できる緑地や公共スペースへのアクセスを提供する、の 7 点が挙げられています。

このために必要なこととして、⑧都市と農村の良好なつながりを支援、⑨2020 年までに総合的な災害リスク管理の策定をおこなう、⑩開発途上国への財政的・技術的支援をおこない持続可能な建造物整備を支援する、の 3 点を施策としてあげています。

削減するとともに、気候変動に都市活動が及ぼすインパクトを最小化する努力義務があるとしています。

さらに、国・都市・農村の開発計画を策定する際には人口動態と将来推計を踏まえた検討を行う前提で「人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議」(昨年 10 月開催)への期待が盛り込まれています。同会議では「キト宣言」として、人口の都市間格差や、その格差から生じる行政サービスの格差、人口過密による災害、都市型災害など、幅広い都市問題に対する課題解決を図っていくことを確認しています。

2030 年までの目標として、①すべての人が安全、安価な住宅サービスにアクセスできるようにし、スラムを改善する、②いわゆる「社会的弱者」のニーズに配慮し、また交通の安全性改善により、すべての人に安価かつ容易に利用できる輸送システムによるアクセスを提供する、③持続可能な都市化の促進と居住計画の強化をおこなう、④世界文化遺産・自然遺産の保護・保全への努力を強化、⑤貧困層等の保護に焦点を当て、水に関連する大規模災

国民の生活の質の向上には、「持続可能な都市開発とその管理が欠かせない」としており、そのための地域社会のつながり、安全の確保、居住地の整備に対して地方政府やコミュニティとの連携・協働をおこなうことが、宣言のなかに明記されています。

また、化学物質の適性利用と環境への配慮、廃棄物削減と再利用などを通じて、都市活動や人間の健康に対する有害物質による影響をできるだけ

また、防災に関連する項目については、2015 年に仙台で開催された「第 3 回国連防災世界会議」において「仙台防災枠組 2015-2030」が採択されたことを受け、これに沿った取り組みを行うことが求められています。ここでも東日本大震災の経験が生かされています。